

令和2年度  
第1回 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

日時：令和2年12月24日（木）  
午後2時～午後3時30分  
場所：堺市役所本館地下1階会議室B

議事次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 役員を選出
- 3 報告
  - (1) 令和2年度事業と進捗状況について
  - (2) 大仙公園基本計画について
  - (3) 百舌鳥古墳群ガイダンス展示について
  - (4) いたすけ公園の整備について
  - (5) ガス気球試行運行について
- 4 閉会

## 堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会 委員名簿

氏名	所属団体等	主な専門分野等	区分	任期
いちのせ かずお 一瀬 和夫	京都橘大学 文学部 教授	考古学	再任 (2期目)	令和2年 12月1日 ) 令和4年 11月30日
きたぐち てるみ 北口 照美	奈良佐保短期大学 客員教授	住環境学 造園学	再任 (2期目)	
なかむら あきひろ 中村 彰宏	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 准教授	環境緑化学	新任	
みやじ あつこ 宮路 淳子	奈良女子大学研究院 人文科学系 教授	環境考古学	新任	
わだ せいご 和田 晴吾	兵庫県立考古博物館 館長	考古学	再任 (2期目)	

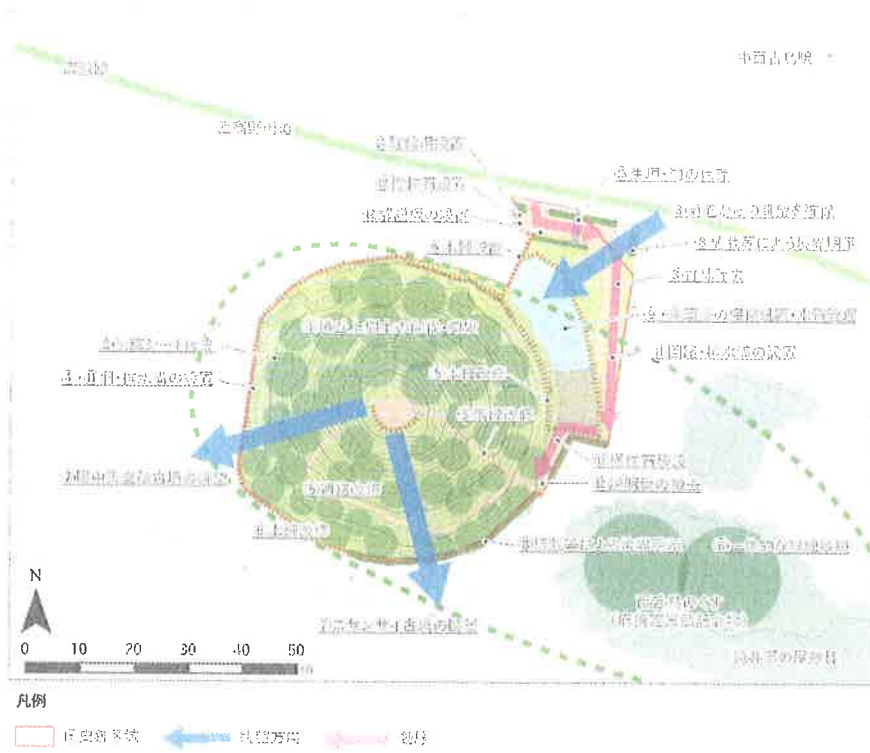
# 事業計画(案)

資料2

令和元年度							令和2年度							令和3年度																	
8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
史跡土佐十一烈士墓保存活用計画策定														史跡百舌鳥古墳群保存活用計画改訂(令和4年度)																	
							土佐十一烈士墓 修繕工事																								
							長塚古墳 伐採等環境整備							御廟山古墳 護岸補修工事																	
御廟表塚古墳 報告書作成・現況測量							御廟表塚古墳史跡整備基本設計							御廟表塚古墳 史跡整備実施設計																	
<p>9/26 第1回委員会(土佐1～4章)</p> <p>12/1 第2回委員会(土佐5～9章)</p> <p>2/13 第3回委員会(土佐10～11章)</p>							<p>委員改選 12/24 第1回委員会(役員選出・報告)</p> <p>未定 第2回委員会(御廟表塚古墳整備検討)</p>																								

# 御廟表塚古墳整備基本設計

令和2年度;基本設計 → 令和3年度;実施設計 → 令和4年度;整備工事



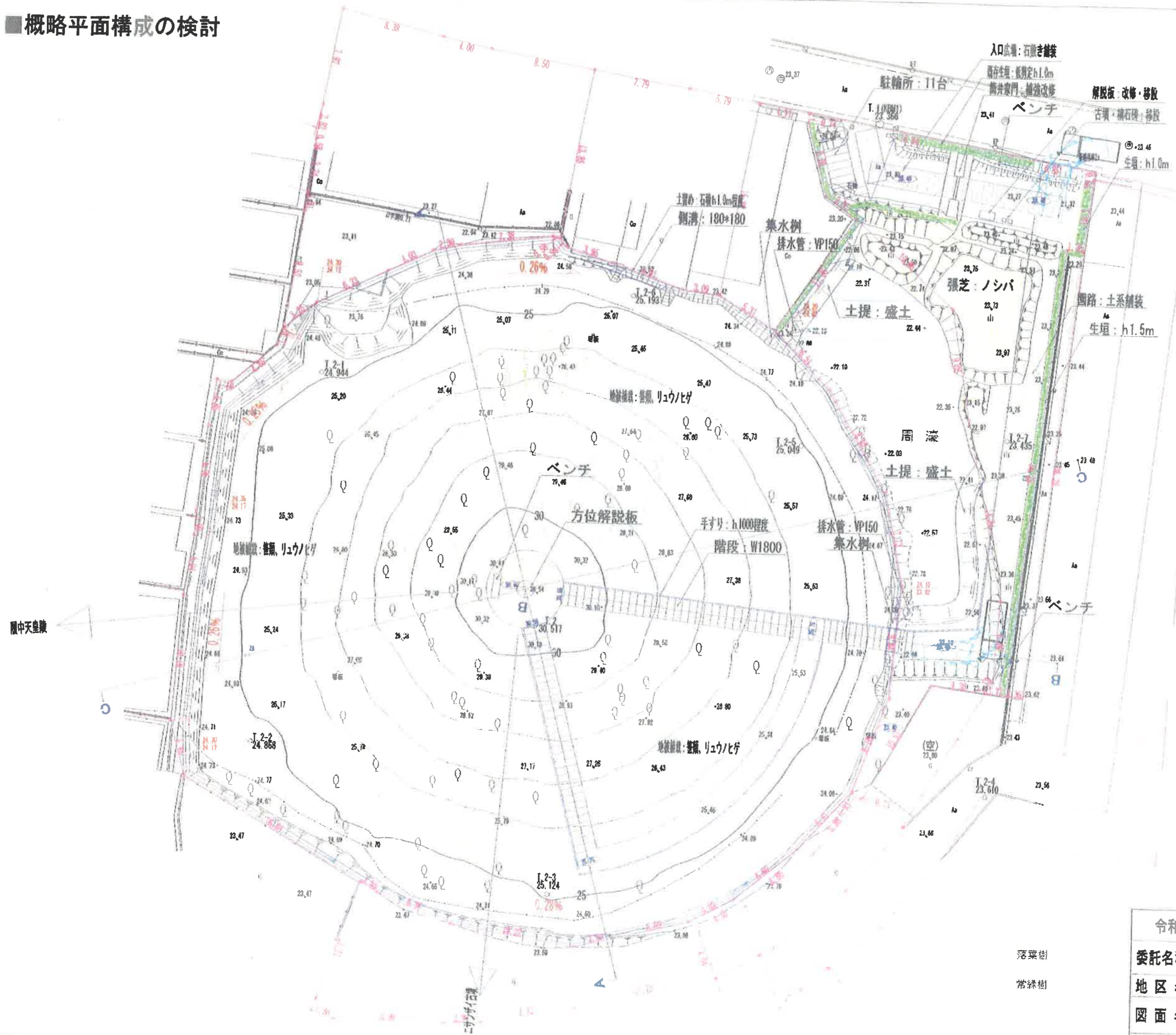
整備計画図



整備イメージパース図

『国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画(第1期)』より抜粋

# 概略平面構成の検討



園中天皇陵

落葉樹  
常緑樹

令和 元年度	図面番号	/
委託名称	御廟表塚古墳整備基本設計	
地区名	堺市北区中百舌鳥町4丁目内	
図面名	計画平面図	縮尺 1:300 (A3)
堺市文化観光局文化部 文化財課		

## 長塚古墳伐採等環境整備業務

- 1 業務目的 暴風等に伴う倒木や枝木の飛散による周辺住宅等への被害を未然に防ぐため、高木伐採による古墳の環境整備を行う。
- 2 履行場所 堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁260-1, -2, -3, -4, -5
- 3 履行期間 契約締結日から令和3年2月19日まで
- 4 業務内容

## (1) 立木の伐採および集積、積込一式

幹周90cm以上120cm未満	6本
幹周120cm以上150cm未満	5本
幹周150cm以上200cmまで	11本

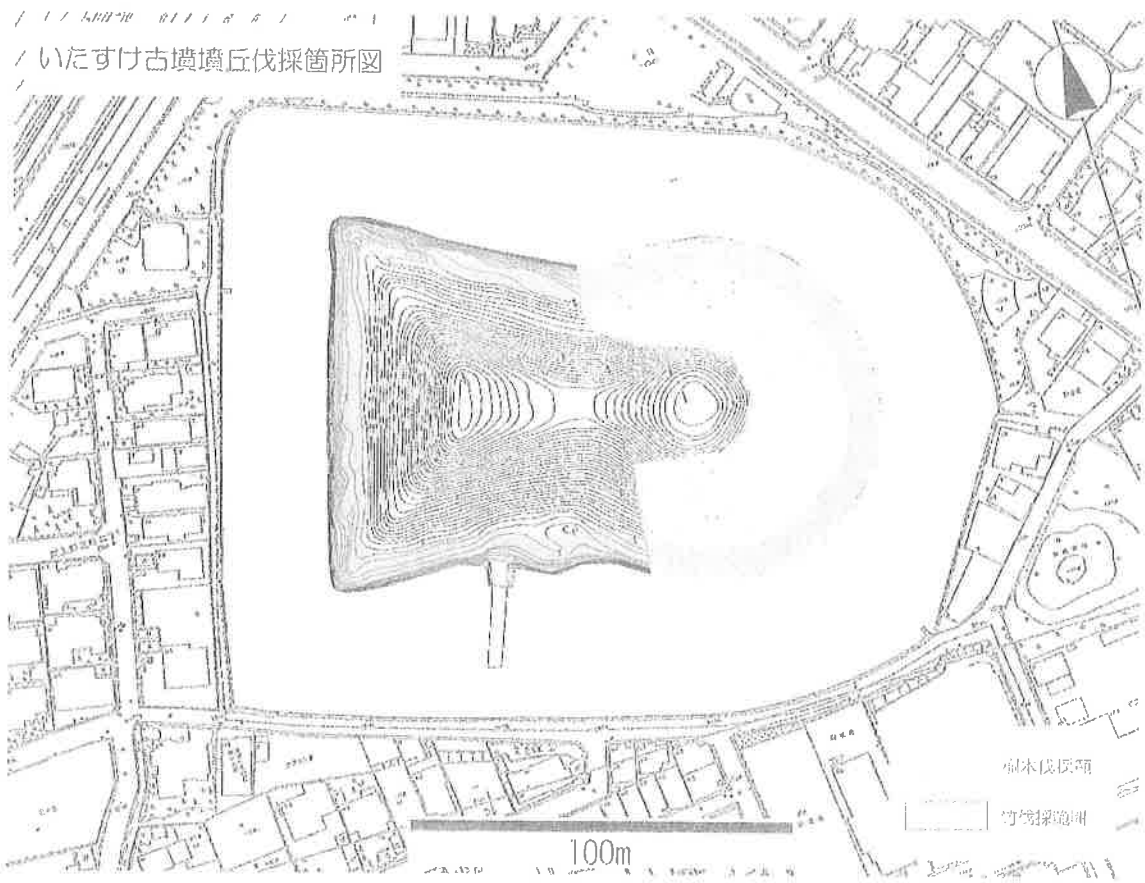
## (2) 倒木・伐採木・落枝の集積、積込一式

幹周60cm以上90cm未満	6本
幹周90cm以上120cm未満	3本
幹周120cm以上150cm未満	5本
幹周150cm以上200cmまで	3本



### いたすけ古墳樹木・竹等伐採業務

- 1 業務目的      いたすけ古墳を適切に維持管理し景観を整えるため、樹木及び竹等の伐採業務を行う。
- 2 履行場所      堺市北区百舌鳥本町3丁340番ほか
- 3 履行期間      契約締結日から令和3年3月31日まで
- 4 業務内容
  - (1) 墳丘上の竹の伐採、集積、積込一式  
4,000㎡
  - (2) 墳丘上の樹木の伐採・剪定、集積、積込一式
    - 幹周20-30cm      21本
    - 幹周30-60cm      3本
    - 幹周60-90cm    139本
    - 幹周90-120cm   52本
    - 幹周120cm以上   15本
    - 樹木幹吹き      5㎡
  - (3) 墳丘上の倒木の集積、積込一式
    - 幹周120cm以上      5本
  - (4) 運搬・処分一式



## ■ 改定の背景・目的

- ・大仙公園は昭和22年に都市計画決定した総合公園。昭和47年に、公園整備の方向性や将来像を示す大仙公園基本計画を策定。
- ・博物館や日本庭園などの大規模な施設整備については、本計画をもとに個別の整備計画を策定し、整備を行ってきた。
- ・また、令和元年5月のイコモス登録勧告及び7月の第43回世界遺産委員会登録決議の内容を鑑みると、構成資産およびその周辺環境の適切な保全、管理が求められている。
- ・大仙公園の整備の方向性や管理方法は、史跡百舌鳥古墳群にも影響が及ぶこととなるため、古墳の適切な保存管理に向けて改定を行う。

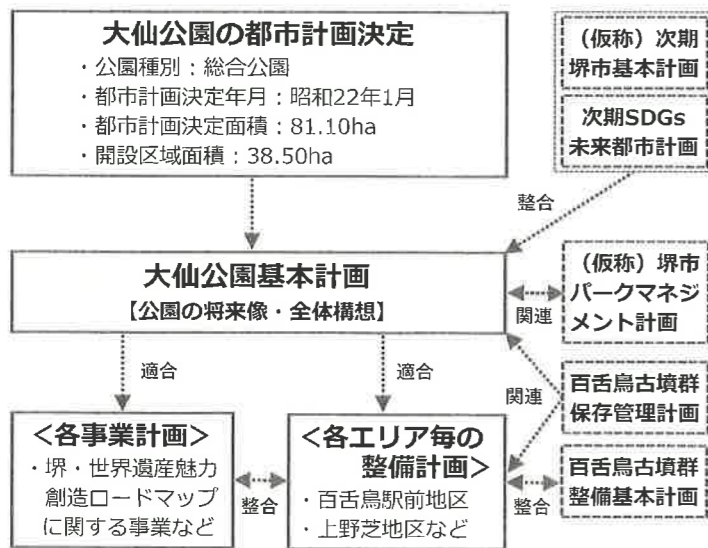
## ■ 基本理念

- ① 世界に誇れる古墳を含む公園として、古墳群を保全し、普遍的な価値を伝え後世に継承する。
- ② 堺市のシンボルパークとして、市民のレクリエーションの場とし、また、広域避難地として防災機能を発揮する。
- ③ 公園内に点在する古墳や緑豊かな景観を活かし、市民や国内外からの来訪者を迎え入れもてなす。

## ■ 計画改定の方向性

- ・本計画は、都市計画決定されている区域81.10haの全体構想として、短期・中期的な視点から大仙公園の将来像を示す。
- ・堺市のシンボルパークとして世界に誇れる古墳を保全、活用した公園の実現をめざし、「古墳を活かした百舌鳥野の空間形成」や「訪れる人々をもてなす施設整備」、「より多くの人々を呼び込む機会」の創出を基本的な方向性とする。

<関連計画との体系整理>



<本計画の対象範囲（都市計画区域）>

## ■ エリア設定

堺市のシンボルパークとして、世界に誇れる古墳を保全、活用した公園をめざすため、古墳の分布状況や地形を考慮したエリア設定を行う。

### エリア1・5（陵墓を除く）

- ・陵墓と隣接するエリアとして、陵墓と一体となった空間をつくる。

### エリア2（陵墓を除く）

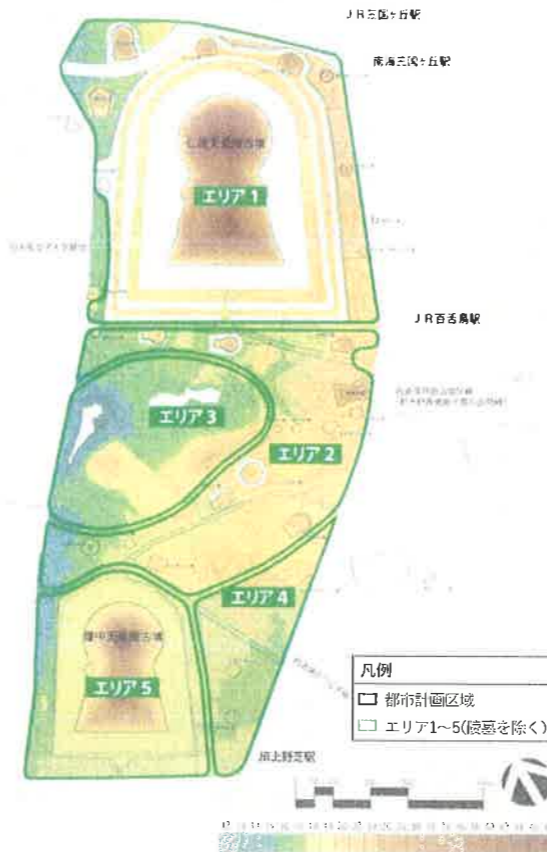
- ・陪塚及び小規模古墳が分布するエリア（Vゾーン）として、古墳自体の確実な保全措置を行う。
- ・JR百舌鳥駅前周辺をエントランス空間として整備し、点在する古墳の連続性が分かるよう疎林空間とする。

### エリア3

- ・古墳等の史跡がなく、大芝生広場や日本庭園など既存の公園施設が集まるエリアとして、都市公園の機能を高めていく。

### エリア4

- ・JR阪和線からの車窓景観を意識し、履中天皇陵古墳を引き立たせる引き空間として百舌鳥野の風景を印象づける空間とする。



<現在の公園地形とエリア配置図>

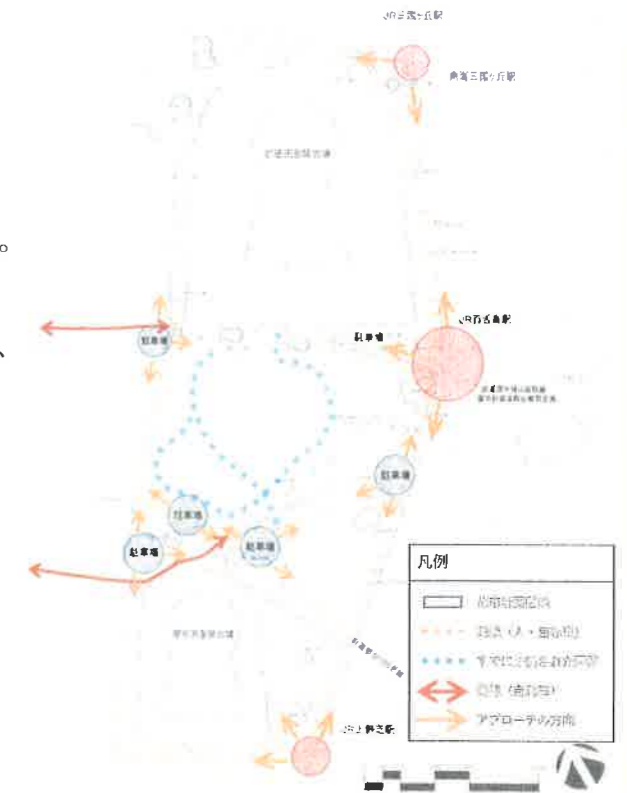
## ■ 公園動線計画

### ○公園エントランス

- ① 東側エントランス
  - ・主な対象は鉄道利用者。
  - ・メインエントランスをJR百舌鳥駅周辺、サブエントランスをJR・南海電鉄三国ヶ丘駅周辺、JR上野芝駅周辺に設定。
- ② 西側エントランス
  - ・主な対象は自動車利用者（普通車、観光バス等）、歩行者、自転車利用者。
  - ・旧市街地・中心市街地方面からの自動車に対し、大仙公園西側の既存駐車場等をサブエントランスとして設定。
  - ・駐車場は、周辺道路の渋滞回避や広い園内の利用等を考慮し、分散して配置。

### ○動線計画

- ・園内の主動線は古墳を眺望し、既存園路を活かした園内主要施設をつなぐ循環動線とする。
- ・また、主動線はレンタサイクルを利用した古墳巡りや、日常の市民のランニングなども想定。



<動線計画イメージ図>



# 大仙公園基本計画（改定案）概要版（2/2）

## 施設整備・各種事業のイメージ

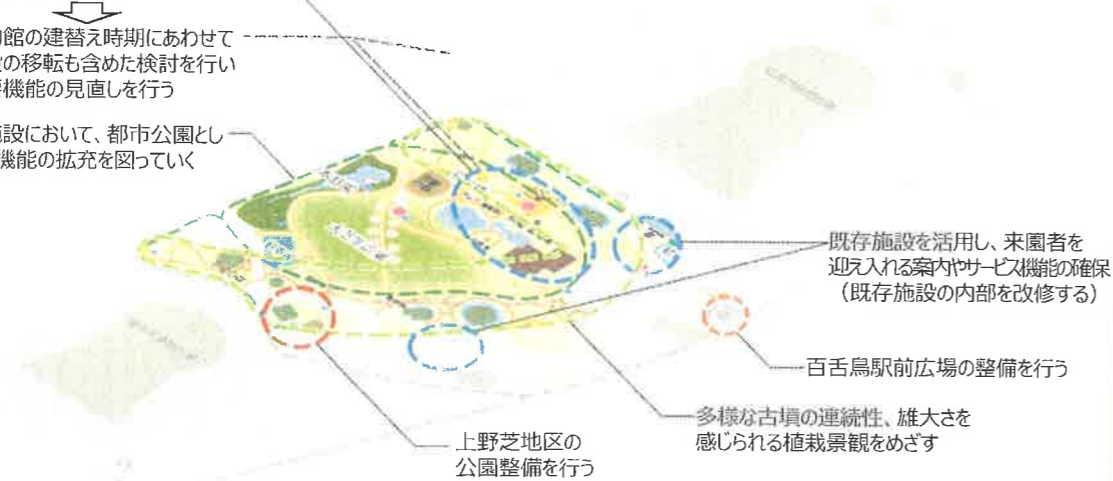
短期

- 「堺・世界遺産魅力創造ロードマップ」に記載の各事業を推進する。

来園者を迎える案内やサービス機能の確保（暫定的な整備を行う）

博物館の建替え時期にあわせて施設の移転も含めた検討を行い必要機能の見直しを行う

各施設において、都市公園としての機能の拡充を図っていく



## 古墳の見せ方と植栽の考え方

- 主に公園内に点在する古墳の解説板や園内の休憩所、園路から眺めることを想定し、古墳に対して距離の近い視界を確保する。



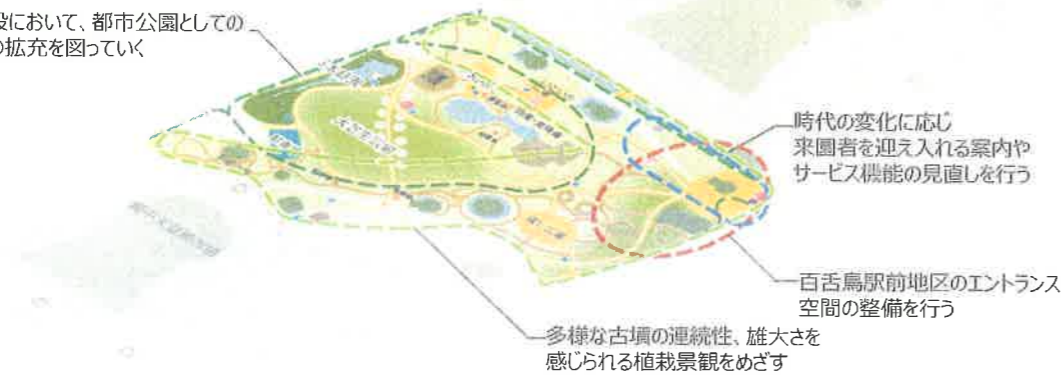
<植栽の考え方イメージ>



中期

- JR百舌鳥駅前周辺の整備が完了した時期を想定。
- 百舌鳥駅前周辺を大仙公園のエントランス空間として整備。
- 駅前に降り立った時に大きくひらけた空間を設定。

各施設において、都市公園としての機能の拡充を図っていく



- JR百舌鳥駅前エリアの整備に合わせて、エリア2を中心に、見通しの先にある古墳群への長い視線にも対応した植栽景観を創り出す。
- 主に主園路のビューポイントから古墳への見通しを通るようにし、古墳の連続性を感じられる植栽景観とする。
- 一方、ビューポイントの視界に入らない場所には、来訪者の日陰となるような緑陰を確保する。
- 古墳への見通しと来訪者の快適性を確保する疎林の空間をめざす。



<開けた空間のイメージ>

<疎林の空間のイメージ>



## 大仙公園基本計画の遺産影響評価書

### 要 約

本文書は世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のうち、百舌鳥エリアの構成資産に隣接、または構成資産を内包する大仙公園の将来像を示す「大仙公園基本計画」の遺産影響評価書である。

大仙公園基本計画は、既存の構成資産の保存管理および緩衝地帯の保全の枠組みを前提として、公園内のエリア区分並びにエリア毎の機能・利活用のあり方及び植栽管理等について定めたものである。文化庁の「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」に基づき、顕著な普遍的価値への影響を評価した結果、本計画は百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼすことはなく、顕著な普遍的価値の理解向上に寄与するものであると評価する。

### 目 次

1	はじめに	3
2	世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要	3
	（1）名称	
	（2）世界遺産一覧表への記載日	
	（3）構成資産一覧	
	（4）構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲	
	（5）顕著な普遍的価値	
	（6）国内法による資産の保全	
	（7）第43回世界遺産委員会における追加的勧告	
3	評価の方法及び実施主体者	7
4	計画の概要	8
	（1）名称	
	（2）対象範囲	
	（3）全体概要	
5	計画による資産への影響	19
	（1）「顕著な普遍的な価値」への影響	
	（2）「緩衝地帯の保全」への影響	
6	評価	21



## 1 はじめに

本文書は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のうち、百舌鳥エリアの構成資産に隣接、または構成資産を内包する大仙公園の将来像を示す「大仙公園基本計画」を対象とする遺産影響評価書である。

本計画に該当する構成資産は、2（3）構成資産一覧で示す49基のうちの17基である。

## 2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要

### （1）名称

百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－

### （2）世界遺産一覧表への記載日

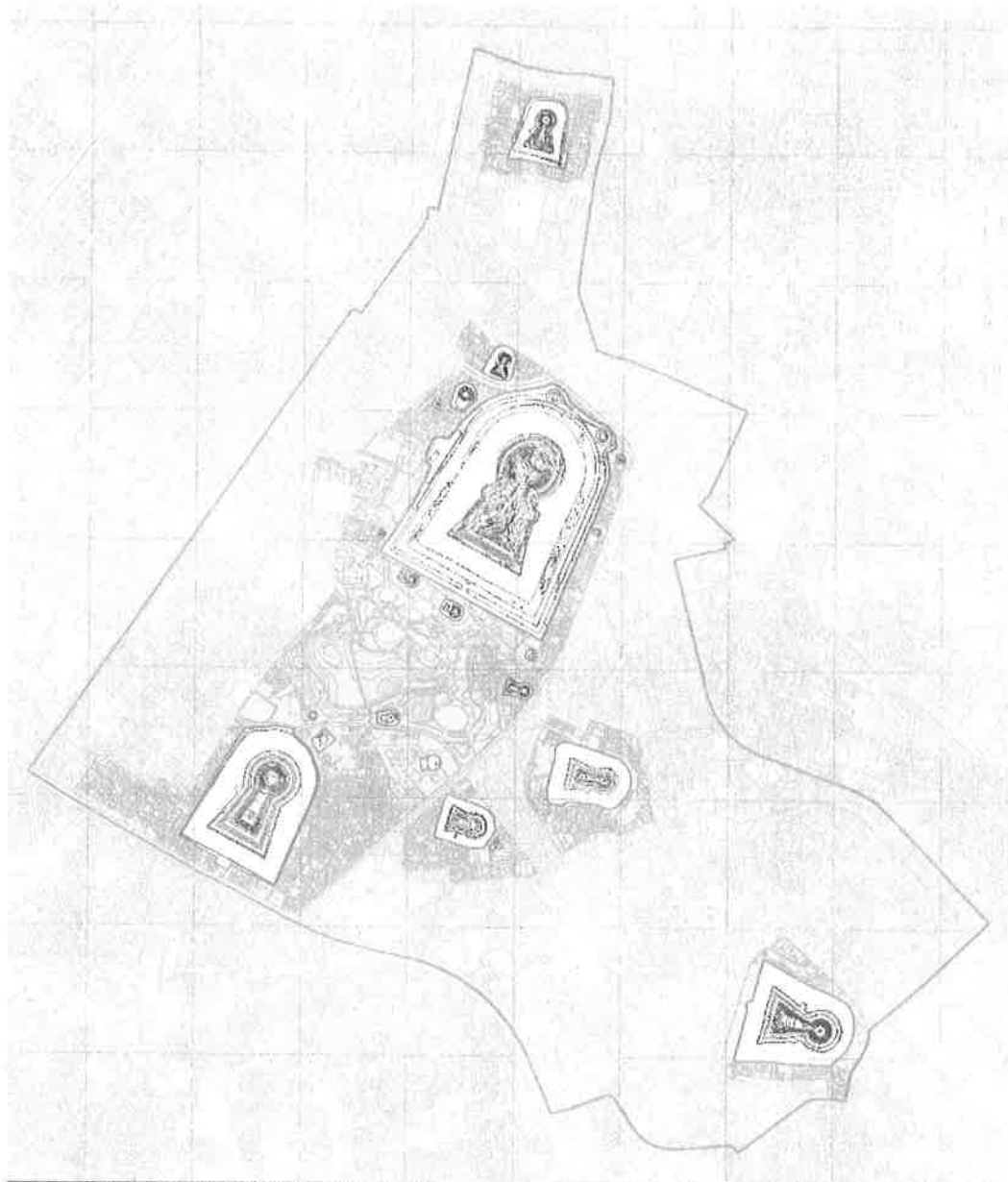
令和元年7月6日




### （3）構成資産一覧

資産 No.	構成資産の名称	所在地	中心座標		大仙公園都市計画決定区域に隣接する構成資産、または内包される構成資産 ( )：立地するエリア
			経度	緯度	
1	反正天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34°34' 34"	E 135° 29' 18"	
2	仁徳天皇陵古墳、茶山古墳 及び大安寺山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	○（エリア1）
	2-1 仁徳天皇陵古墳				
	2-2 茶山古墳				
	2-3 大安寺山古墳				
3	永山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 05"	E 135° 29' 12"	○（エリア1）
4	源右衛門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 54"	E 135° 29' 28"	○（エリア1）
5	塚廻古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 29' 26"	○（エリア1）
6	収塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 31"	E 135° 29' 16"	○（エリア2）
7	孫太夫山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 36"	E 135° 29' 06"	○（エリア2）
8	竜佐山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 40"	E 135° 29' 00"	○（エリア2）
9	銅亀山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 28' 56"	○（エリア1）
10	菰山塚古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 03"	
11	丸保山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 07"	○（エリア1）
12	長塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 29"	E 135° 29' 16"	○（エリア2）
13	旗塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 58"	○（エリア2）

14	銭塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 18"	E 135° 29' 03"	○ (エリア2)
15	履中天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 14"	E 135° 28' 39"	○ (エリア5)
16	寺山南山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 22"	E 135° 28' 48"	○ (エリア2)
17	七観音古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 46"	○ (エリア2)
18	いたすけ古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 11"	E 135° 29' 09"	
19	善右エ門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 09"	E 135° 29' 11"	
20	御廟山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 17"	E 135° 29' 27"	
21	ニサンザイ古墳	大阪府堺市	N 34° 32' 48"	E 135° 29' 58"	
22	津堂城山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"	
23	仲哀天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 57"	E 135° 35' 39"	
24	鉢塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 04"	E 135° 35' 45"	
25	允恭天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 23"	E 135° 37' 00"	
26	仲姫命陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"	
27	鍋塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 17"	E 135° 34' 53"	
28	助太山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 47"	
29	中山塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 49"	
30	八島塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 52"	
31	古室山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 34"	
32	大鳥塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 01"	E 135° 36' 32"	
33	応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 44"	E 135° 36' 34"	
	33-1 応神天皇陵古墳				
	33-2 誉田丸山古墳				
	33-3 二ツ塚古墳				
34	東馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 50"	E 135° 36' 44"	
35	栗塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 46"	E 135° 36' 45"	
36	東山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 42"	E 135° 36' 19"	
37	はざみ山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 42"	E 135° 36' 08"	
38	墓山古墳	大阪府羽曳野市, 大阪府藤井寺市	N 34° 33' 28"	E 135° 36' 16"	
39	野中古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 32"	E 135° 36' 16"	
40	向墓山古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 26"	E 135° 36' 22"	
41	西馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 22"	E 135° 36' 24"	
42	浄元寺山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 25"	E 135° 36' 07"	
43	青山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 21"	E 135° 36' 02"	
44	峯ヶ塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 09"	E 135° 35' 51"	
45	白鳥陵古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 04"	E 135° 36' 16"	

(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲



凡例  構成資産  
 緩衝地帯  
 重点ゾーン

SCALE 1:25,000  
 0 200 400 1,000m

制限内容	緩衝地帯	
		重点ゾーン
建築物の高さ制限	31m以下に制限 (一部 45m)	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態 意匠の制限	小規模を除く、 建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に 応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや 高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大 きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

## (5) 顕著な普遍的価値

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の顕著な普遍的価値は、世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において、次の属性によって示される。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物 (副葬品、埋葬施設、埴輪を含む)
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的 (古墳に備わった葬送文化的) な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

## (6) 国内法による資産の保全

構成資産の保存管理及び緩衝地帯の保全は、法令に基づいて実施され、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産推薦書付属資料 1. a 包括的保存管理計画」(以下「包括的保存管理計画」)において以下のとおり示されている。

### 4-1-(1) 構成資産の適切な保存管理の継続

#### a. 法令に基づく保護

構成資産については、その価値を構成する要素を含む範囲を天皇及び皇族の墓所である陵墓<sup>1</sup>及び／または文化財保護法上の史跡<sup>2</sup>として指定し、それぞれの社会的位置づけやこれまでの保存の経緯などもふまえて、万全の保護措置を講じている。

陵墓は、皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る及びその他の皇族を葬る所」と定められたものであり、その管理は伝統的に国が直接行ってきた。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。

史跡は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財である。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市や民間所有者が行っており、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は厳重に規制されている。

【「包括的保存管理計画」4 7 頁】

<sup>1</sup> 皇室典範、国有財産法、宮内庁法に基づき宮内庁が管理している。

<sup>2</sup> 文化財保護法に基づき所有者が管理している。

#### 4-1-(2) 周辺環境の維持・向上

##### c. 法令等による保全の実施

無秩序な開発の可能性を排除するため、衝地帯範囲内では法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律は、景観法、都市計画法、屋外広告物法である。これらの法律及びそれに基づき各自治体が定める条例等の規定によって、「建築物の高さ」「建築物の色彩等の形態意匠」「屋外広告物の設置等」が規制されている。

建築等の行為を行う場合、事前に許可・認定を得ることが義務付けられており、事業者が申請段階において、申請内容が制限等に適合するかを、行政機関が適切に審査するとともに、必要な指導・助言することで古墳周辺の良好な環境が保全される。

【「包括的保存管理計画」6 1 頁】

#### (7) 第 43 回世界遺産委員会における追加的勧告

世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 の 4.h)において、大仙公園基本計画の遺産影響評価について指摘がなされた。

h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大山公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

### 3 評価の方法及び実施主体者

大仙公園基本計画は動線計画や植栽管理、防災機能の考え方等その内容は多岐にわたるため、本評価書では資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある事項について検討した。具体的にはエリア設定の考え方と古墳の見せ方に関する計画が顕著な普遍的価値の保全に配慮されているか否かについて確認を行った。

評価は計画策定主体者である堺市が実施し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会の助言を踏まえ本評価書を作成した。本評価書は百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会の承認を経て、提出するものである。



## 4 計画の概要

### (1) 名称

大仙公園基本計画

### (2) 対象範囲

大仙公園都市計画区域（昭和 22 年 1 月決定：総合公園）

都市計画面積 81.10 ヘクタール

開設面積 38.50 ヘクタール（令和 2 年 3 月 31 日現在）

### (3) 全体概要

大仙公園は堺市の中央部に位置するシンボルパークであり、世界遺産百舌鳥・古市古墳群の構成資産に隣接、包含する公園である。平成 29 年度より世界遺産登録を見据え、大仙公園内にある古墳の保全や施設整備等の考え方を明確にするため、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会における有識者の意見を参考にしながら、昭和 47 年に策定した本計画の改定作業を進めてきた。

本計画は、「世界に誇れる古墳を含む公園として、古墳群を保全し、普遍的な価値を伝え後世に継承する」ことを基本理念の一つに掲げる。古墳を保全・継承し、堺市のシンボルパークとして魅力ある都市公園の整備をめざすため、古墳の分布状況や地形からエリア設定を行った【表 1・図 4】。古墳が点在するエリア 2 では、古墳を確実に保全し、古墳が連なる景観を創出するエリアと定める一方で、谷地形にあたり古墳がないエリア 3 では既設の広場を活かし、都市公園としての機能を高めるエリアに定めるなど、エリア毎に機能を定めた【表 2】。

また多様な古墳の連続性や雄大さを感じることができるよう、エリア 2 は「開けた空間」と「疎林の空間」を創出する一方で、陵墓周辺のエリア 1 やエリア 5 では、陵墓と一体となった緑豊かな風景を創出し、JR 阪和線沿いのエリア 4 は車窓からの古墳群への眺望を確保する「疎林の空間」とするなどエリア毎に植栽イメージを定めた【図 5・6】。植栽の転換は段階的に進め、短期では古墳の解説板など近距離から古墳への眺望を確保し、中期では JR 百舌鳥駅前からも眺望確保を目指すものである【図 7・8】。

公園整備は時代の要請に柔軟に対応しながら段階的に進め、節目において事業の進捗や効果に関する評価・検証を実施し、適宜計画へのフィードバックを図りながら事業を推進する【図 9】。さらに公園内の開発のうち法令に基づき計画されるものであっても、資産に影響を及ぼす可能性が想定される開発については遺産影響評価の実施を明記している。

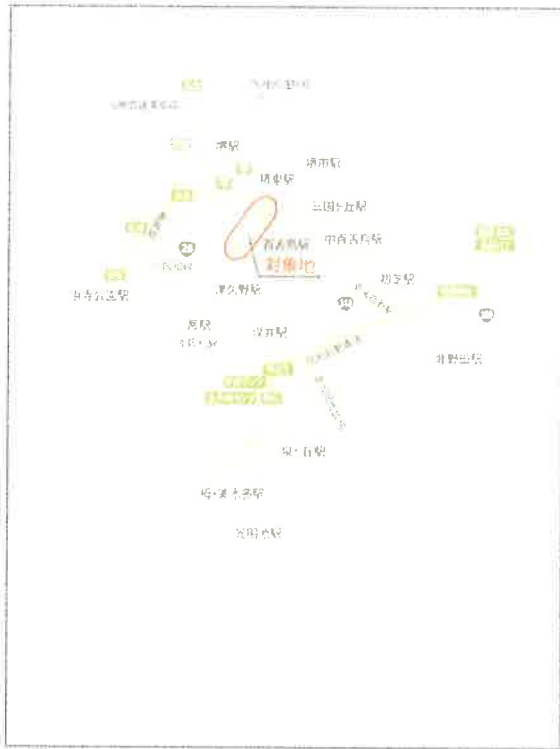


図2 対象地の位置

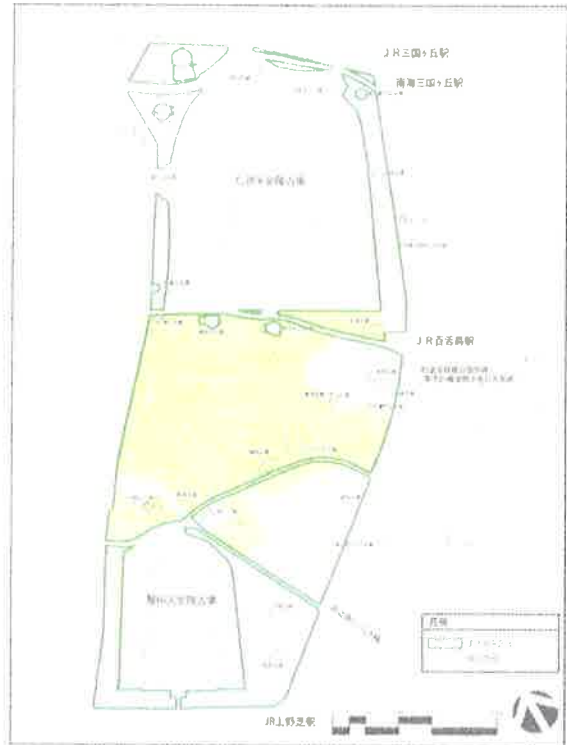


図3 大仙公園の都市計画区域及び開設区域

表1 エリア設定の考え方

エリア名	現状	エリアの考え方	内容
<b>エリア1</b> <b>エリア5</b> (陵墓を除く)	ほぼすべて住宅地	シンボリック存在の巨大古墳と一体となった緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>古墳の確実な保全</li> <li>古墳周辺の視点場の整備</li> <li>陵墓と一体的な拝所周辺の空間の創出</li> <li>来訪者の集積場所(滞留スペース・動線)の確保</li> </ul>
<b>エリア2</b> (陵墓を除く)	大半は公園開設区域で、エリア北東部(JR百舌鳥駅西側※)等は住宅地 ※土地公有化が進行中	様々な形の古墳が点在する特徴を活かし、古墳が連なる景観を創出するエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>古墳の確実な保全</li> <li>古墳に配慮した便益施設の整備</li> <li>公園へのメインエントランス空間として整備(JR百舌鳥駅前)</li> <li>樹林地内に点在する古墳の姿がわかるような疎林空間の展開</li> <li>点在する古墳が一体的に見える解放感のある空間の展開</li> </ul>
<b>エリア3</b>	ほぼすべて公園開設区域	既設の広場を活かしたオープンスペースを中心とした空間を展開するエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市のシンボルパークとして都市公園の機能向上</li> <li>既存施設(大芝生広場・博物館等)を活かして余暇活動を楽しむ場として活用</li> <li>災害時に避難スペースとして機能</li> </ul>
<b>エリア4</b>	ほぼすべて住宅地	隣接する巨大古墳の緑と一体となった緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>車窓景観を意識した疎林空間の形成</li> <li>公園へのエントランス空間として整備(JR上野芝駅前)</li> </ul>

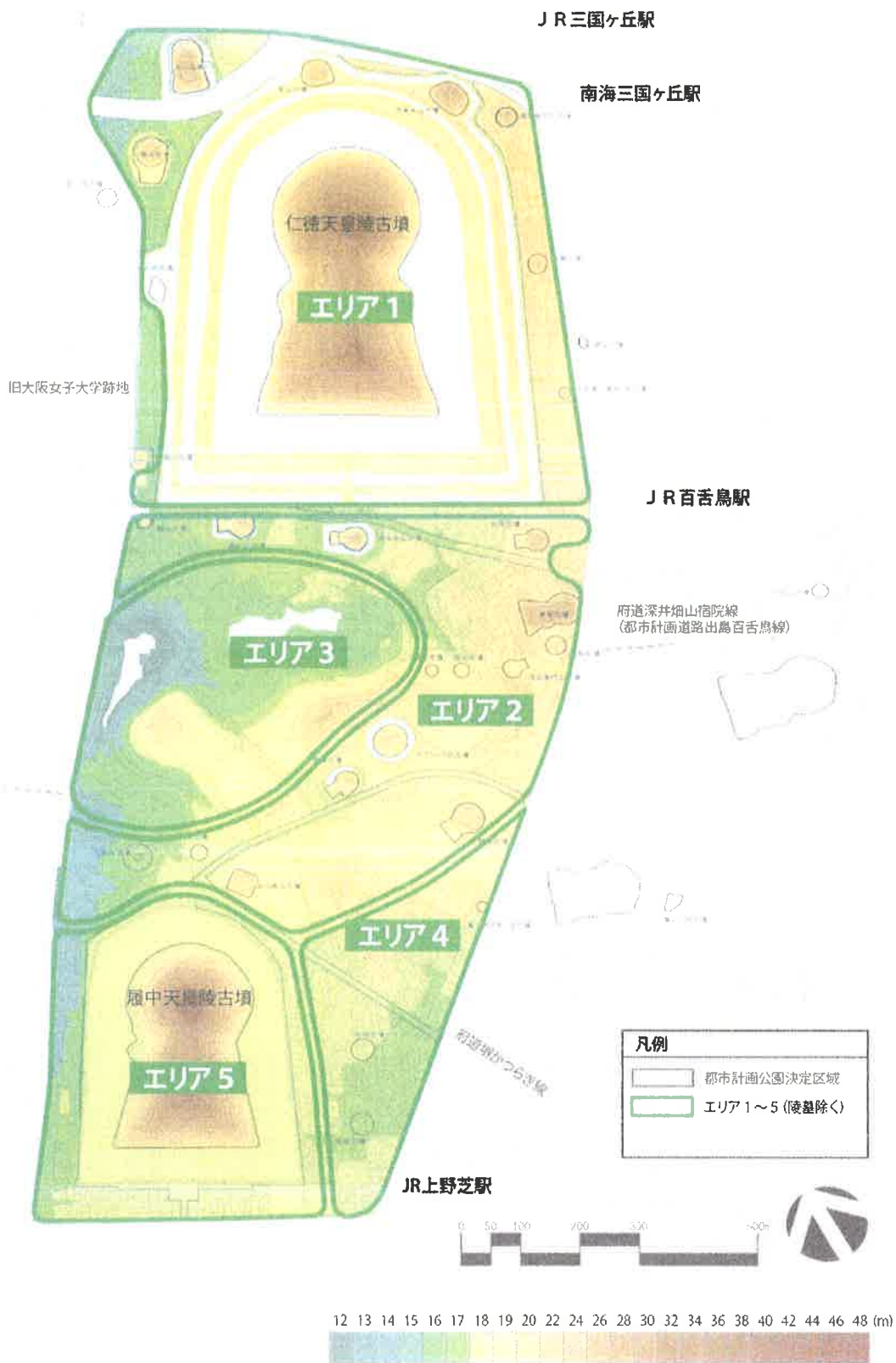


図4 エリア設定図



図5 大仙公園の現況（令和2年1月撮影写真）

表2 各エリアの機能と施設整備のイメージ

エリア名	機能分類	主な機能	エリアに求められる利活用の機能	主要施設		
<b>エリア1</b> <b>エリア5</b> (陵墓を除く)	利活用	(1) レクリエーション	①緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なサブ的な広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（案内板等）</li> <li>・視点場</li> </ul>		
		(2) 健康	②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能			
		(3) 観光	①陵墓の雄大さを体感できる機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能			
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能			
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能			
	景観形成	(1) 景観	①古墳の緑と水辺が一体となった百舌鳥野の景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ・南海三國ヶ丘駅からのアクセスを考慮したエントランス空間とする。 ・マツなどの特徴ある樹種にて陵墓の周囲を誘導し、陵墓への見通しを確保する。 ・JR 阪和線から陵墓への車窓景観を考慮した植栽密度とする。 ・周遊路からの景観にリズムを生むため陵墓を見え隠れさせる樹体帯を設ける。 ・住宅や幹線道路との境界にはバッファとしての機能を持たせる。			
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能			
		利活用	(1) レクリエーション		①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なメインの広場、催し広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（都市緑化センター、案内板等）</li> <li>・便益施設（観光案内所、飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> <li>※小規模なもの</li> <li>・防災施設（防災倉庫、防災トイレ等）</li> <li>・管理事務所</li> <li>・視点場</li> </ul>
			(2) 健康		①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
			(3) 観光		①古墳群を身近に体感できる機能 ②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
(4) 文化・教養	①文化活動、文化発表の場としての機能 ②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能					
(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能					
<b>エリア2</b> (陵墓を除く)	(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能				
	景観形成	(1) 景観	②資産としての古墳群の連なりを活かした景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・JR 百舌鳥駅の駅前広場と一体的なエントランス空間とする。 ・駅前からの陵墓への見通しや、古墳群の連なりを視覚的に把握できるようにするため、落葉広葉樹の高木を中心とした疎林とする。 ・古墳群に対する視点場や主園路からのシークエンス景観を考慮し、樹木を効果的に配置する。 ・既存の主園路の桜並木からの連続性を確保する。			
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能			

エリア名	機能分類	主な機能	エリアに求められる利活用の機能	主要施設		
エリア3	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（大芝生広場、憩いの広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（桜街道、修景池、植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（児童の森、遊具等）</li> <li>・教養施設（日本庭園、茶室、博物館、図書館、平和塔、案内板等）</li> <li>・便益施設（飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> <li>・防災施設（防災倉庫、防災トイレ等）</li> </ul>		
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能			
		(3) 観光	②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）			
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能			
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもたちの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能			
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能			
	景観形成	(1) 景観	⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・既存の植栽を活かしながら、陵墓へ視線が抜ける部分を確保するなど、樹木密度に濃淡をつくる。 ・施設と周辺景観との調和を図る植栽配置とする。 ・集客施設へのアプローチを考慮した植栽とする。 ・エリア2との境界付近に植栽を配置することにより、古墳群への視線を誘導する。 ・既存の主園路の桜並木など花の名所としての管理を行う。			
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能			
	エリア4	利活用	(1) レクリエーション		①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なサブ的な広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（履中天皇陵古墳ビュースポット）</li> <li>・便益施設（飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> </ul>
			(2) 健康		①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
(3) 観光			④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）			
(4) 文化・教養			②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能			
(5) コミュニティ			①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもたちの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能			
(6) 防災			①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能			
景観形成		(1) 景観	③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ④陵墓の雄大さを引き立てる引き空間としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・JR 上野芝駅からのアクセスを考慮したエントランス空間とする。 ・JR 阪和線から陵墓への車窓景観に配慮し、陵墓の引き空間として、落葉広葉樹の高木を中心とした疎林とする。 ・マツなどの特徴ある樹種にて陵墓の周囲を誘導し、陵墓への見通しを確保する。 ・陵墓への車窓景観にリズムを生むため、視界から陵墓を見え隠れさせる樹林帯を設ける。また、エリア2との境界付近に配置することにより古墳群への視線を誘導する。 ・既存の主園路の桜並木からの連続性を確保する。			
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能			

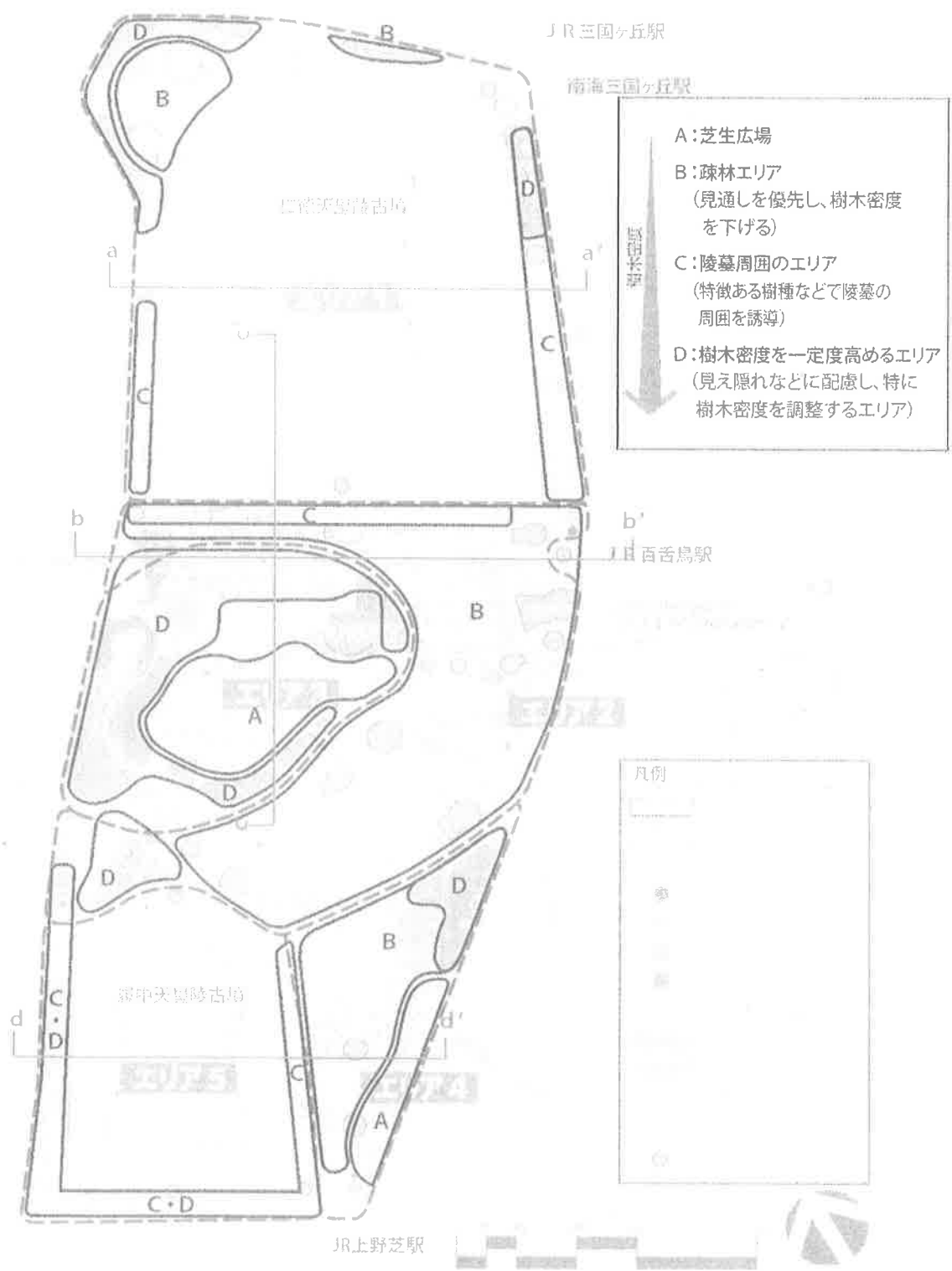


図6 植栽のゾーニングイメージ

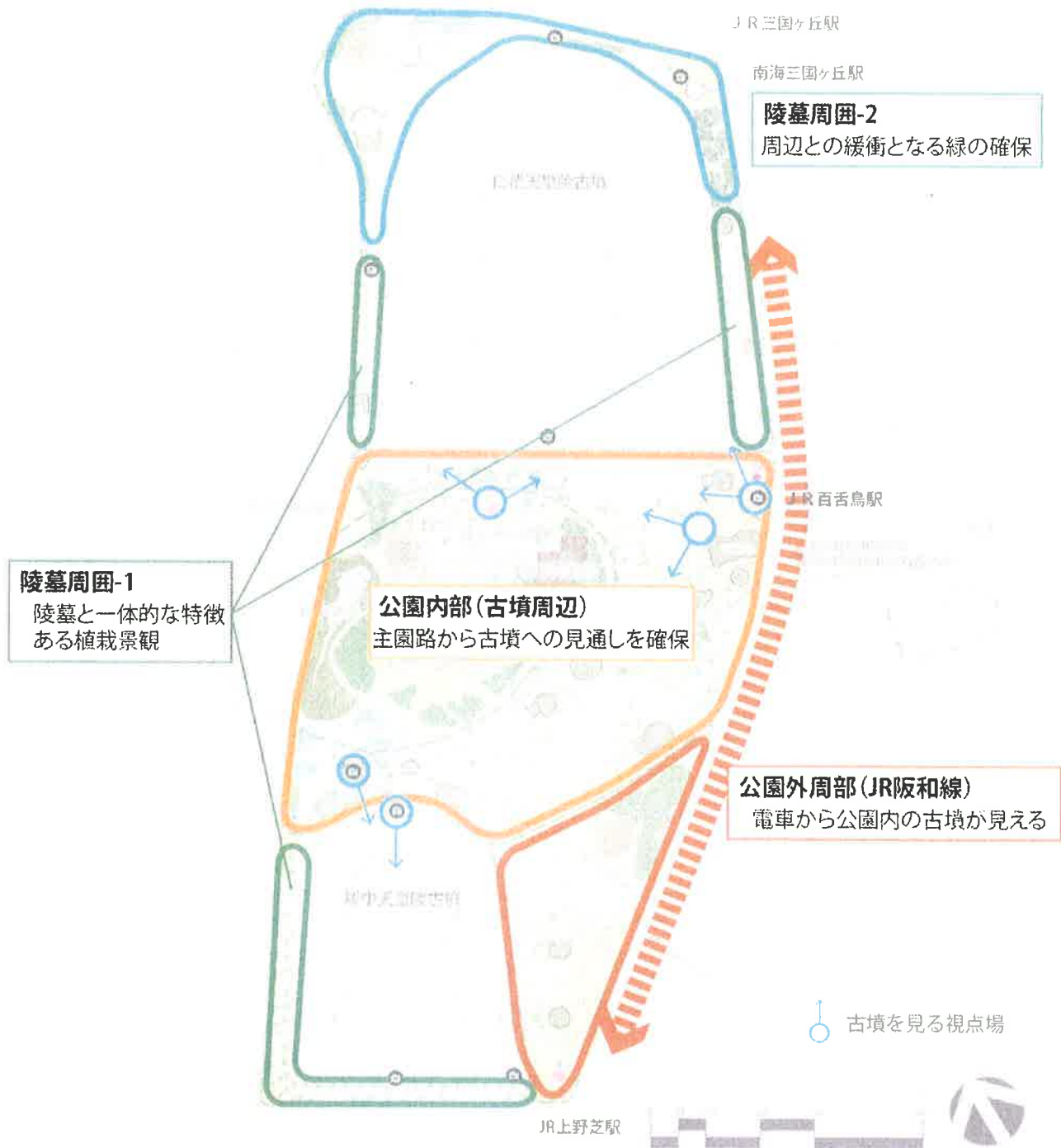


図7 園内景観・車窓景観の考え方





図8 古墳の見せ方と植栽の考え方（短期）

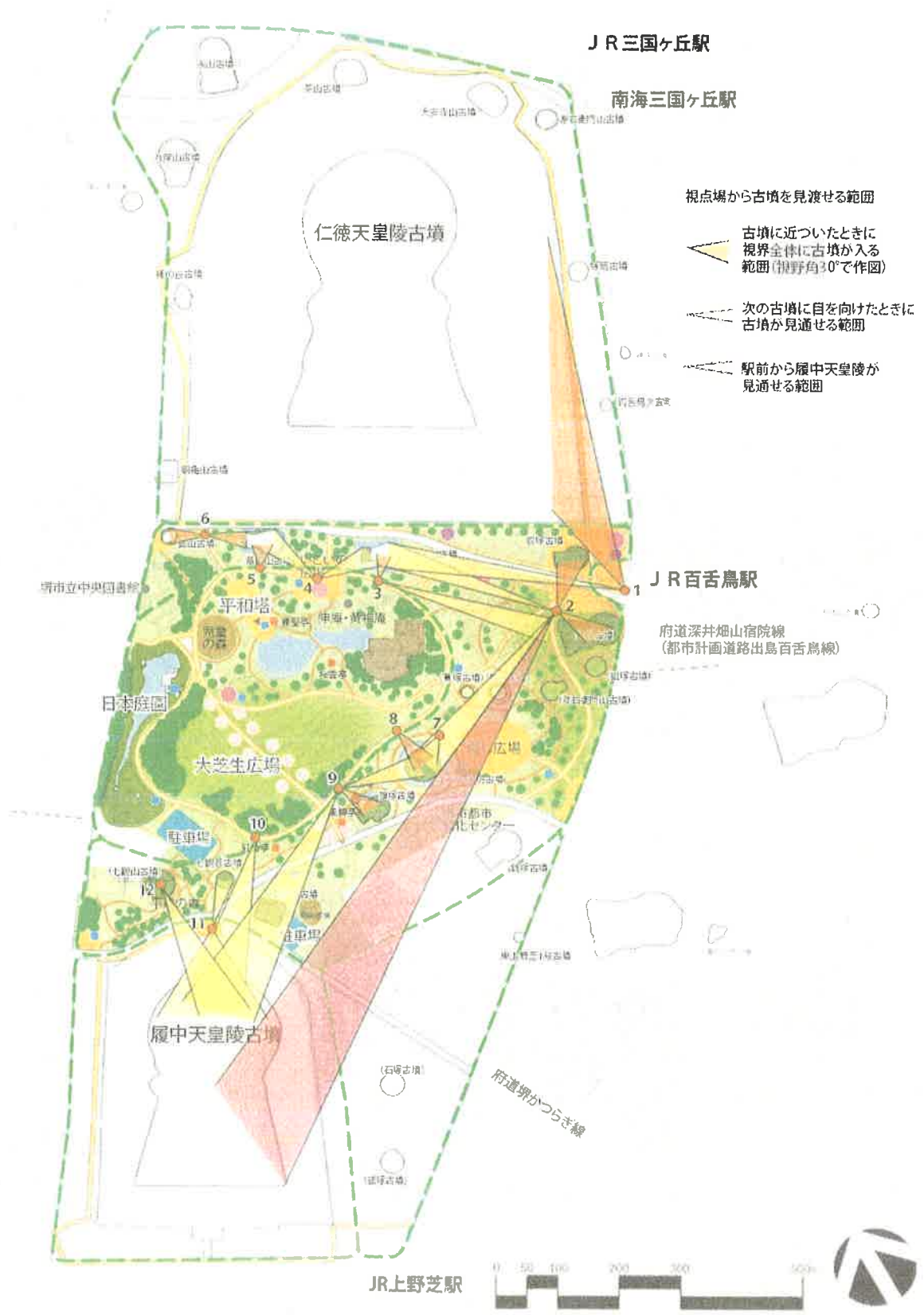


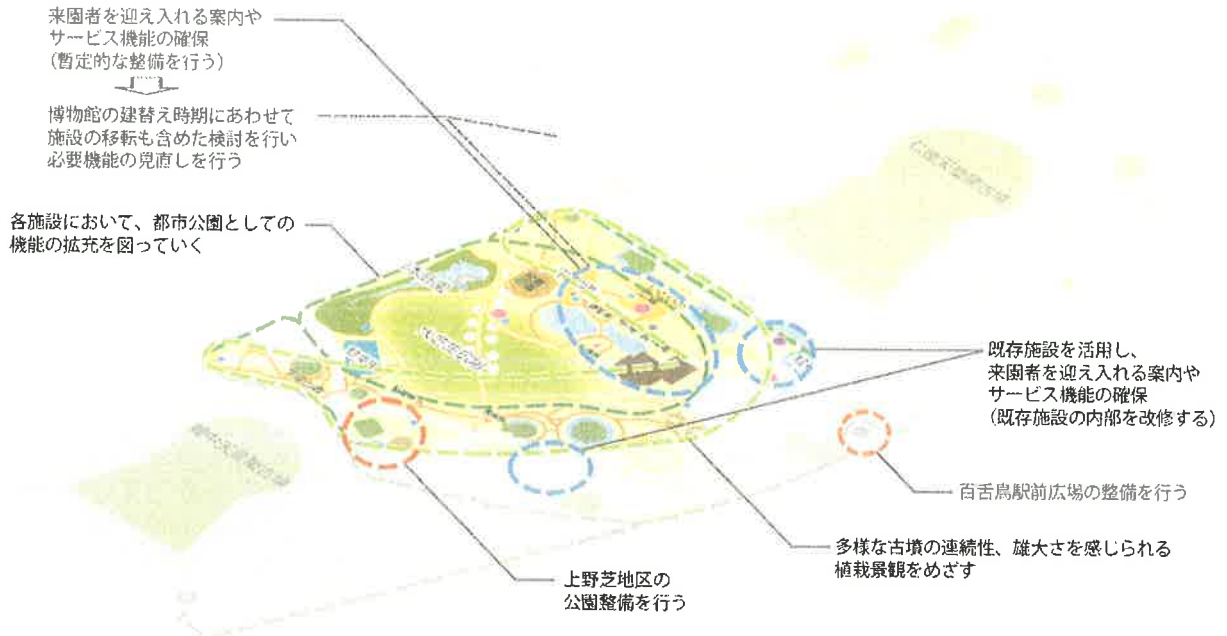
図9 古墳の見せ方と植栽の考え方(中期)

## 大仙公園の短期～中期の変遷イメージ

短期～中期にわたり、世界遺産のある公園として、多様な古墳の連続性や雄大さを感じる公園を目指し、時代の状況・要請に合わせて柔軟に計画を変化させながら、公園の整備を進めていく。

### ■大仙公園の将来像図(短期)

世界遺産のある公園として、現在の公園区域内で、資産に配慮した景観形成と来園者を迎える案内やサービス機能を確保する。



### ■大仙公園の将来像図(中期)

百舌鳥駅前地区について、世界遺産への玄関口となるエントランス空間の整備を行う。



図 10 大仙公園の短期～中期の整備イメージ

## 5 計画による資産への影響

### (1) 「顕著な普遍的価値」への影響

世界遺産委員会決議 43COM8B.18 で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において示された属性【下表】に基づき、顕著な普遍的価値への影響を評価した。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物 (副葬品、埋葬施設、埴輪を含む)
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的 (古墳に備わった葬送文化的) な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

#### a) 49 基の墳墓

##### a1)幾何学的形状・a2)築造方法と材料・a3)濠・a4)考古遺物と内包物

本計画では、古墳の分布や地形に基づき大仙公園に5つのエリアを設定し、エリア毎に機能や施設整備の方向性が示されている。本計画の対象範囲に含まれる構成資産総数49基のうち17基であり、構成資産としての古墳が分布するのは、エリア1、エリア2およびエリア5である。これらの古墳は、いずれも史跡及び陵墓として、現状変更に対する厳しい制限の下で保存管理されるものであり、本計画によってその取扱い\*に変更が生じることはない。

したがって、本計画に基づき実施される公園の開発が「49基の墳墓」とそれらの「幾何学的形状」、「築造方法と材料」、「濠」、「考古遺物と内包物」に負の影響を及ぼすことはない。

\*包括的保存管理計画の記述のとおり(本評価書 p.6に掲載)、陵墓は、静安と尊厳の保持を本義として国が管理を行っており、開発の余地はない。史跡では、文化財保護法に基づき、現状変更に対する厳しい制限がかけられており、資産の保存や活用を目的とする整備など、必要な事業に限り、かつ最低限の範囲において認められることとなる。

#### b) 古墳のセッティング

##### b1)大阪地域での古墳の視覚的存在感

本計画の対象地は、後述のとおり、包括的保存管理計画において定める緩衝地帯として保全が図られている。さらに、本計画では、JR 阪和線沿いの一部区間は開放的な空間とし、電車から公園内の古墳への眺望を

確保することなど、良好な周辺環境の形成にむけて、包括的保存管理計画よりさらに踏み込んだ内容が示されている【図8】。

したがって、本計画により、「大阪地域の古墳の視覚的存在感」がさらに高まり、価値理解の向上に資することが期待される。

## **b2)古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり**

本計画では、多様な古墳の連続性や雄大さを感じることができるよう、古墳の見え方・見通しに配慮された植栽や施設整備に関する考え方が示されている【表2・図5～8】。古墳が点在するエリア2では、便益施設の設置は小規模なものに限るとともに、法令に基づく公園の開発であっても、資産に影響を及ぼす可能性が想定される場合は、遺産影響評価の実施を行うこととされている。さらに、樹木密度の調整によって古墳間の眺望を確保し、古墳が連なる景観の創出をめざすことが示されている。

したがって、本計画により「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」が顕在化し、価値理解の向上に資することが期待される。

## **c)無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面**

### **c1)独特な葬送習慣**

a)ですすでに述べたとおり、本計画は古墳の保全に十分な配慮がなされており、その保存管理上の取り扱いに変更を生じることはない。

したがって、本計画により、古墳それ自体が内包する古墳の外形や埴輪・葺石によって示される葬送文化の舞台としての特性及び埋葬施設で表される「独特な葬送習慣の物証」に負の影響が及ぶことはない。

### **c2)儀礼のための使用の物証**

陵墓においては、現在でも祭祀が行われているが、本計画は陵墓を対象に含むものではない。さらに、陵墓の祭祀が行われる拝所の周囲にあたるエリア1及びエリア5は、「シンボリック存在の巨大古墳と一体となった緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア」としての位置付けの下、陵墓との一体的な空間形成を目指すことが定められており、周辺において荘厳な雰囲気を損なう可能性のある利用はなされない。

したがって、本計画により「儀礼のための使用の物証」に負の影響が及ぶことはない。

## **(2)「緩衝地帯の保全」への影響**

本資産では、周辺景観の維持・向上を図るため、包括的保存管理計画に記載のとおり（本推薦書 p.6 に掲載）、1)多様な規模と形の古墳と調和した景観形成を図る、2)巨大古墳周辺の眺望景観を保全する、の2点を基本方針とし、法令による制限を設けている。

本計画の対象地である大仙公園は、緩衝地帯内において特に厳しい法令の制限がしかれた重点ゾーンに該当する。本計画はこれを前提としたものであり、今後計画される公園内の開発は法令に基づき実施される。さら

に、本計画には、資産に影響を及ぼす可能性が想定される開発については遺産影響評価の実施が明記されている。

したがって、本計画により緩衝地帯の保全に負の影響が及ぶことはない。

## 6 評価

本計画改定に伴う遺産への影響について以下の通り評価する。

- 本計画は、古墳の分布と地形に基づいて公園内をエリア区分し、エリア毎の機能・利活用のあり方及び植栽管理等について定めたものである。今後、公園内において具体的な開発計画が立案された場合には、本計画の内容に沿って個別にその適否が判断されることとなる。
- 本計画の内容は、構成資産である古墳に関する史跡及び陵墓としての保存管理に変更を加えるものではないことから、本資産の価値を伝える属性 a)「49 基の墳墓」に負の影響を及ぼすことはない。
- 資産の周辺環境に関しては、古墳が点在するエリアについて、古墳の確実な保全を明記し、必要に応じて遺産影響評価を実施することなどが示されているほか、植栽管理により古墳への眺望の確保及び古墳が連なる景観形成が期待されることから、属性 b)「古墳のセッティング」に正の影響を生じるものと考えられる。
- 本計画の対象には、祭祀が行われている陵墓は含まれず、かつその周囲について陵墓との一体的な空間形成をめざすことが定められていることから、属性 c)「古墳の無形的側面」に正の影響を生じるものと考えられる。
- 緩衝地帯の保全にも影響はなく、顕著な普遍的価値を効果的に保護するための機能に負の影響を及ぼすことはない。
- 結論として、大仙公園基本計画は、既存の構成資産の保存管理および緩衝地帯の保全の枠組みを前提として、公園内のエリア区分並びにエリア毎の機能・利活用のあり方及び植栽管理等について定めたものであり、百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値を伝える属性である「49 基の墳墓」、「古墳のセッティング」、「古墳の無形的側面」のいずれにも負の影響を及ぼすことはなく、かつ適切な植栽管理が進むこと等により顕著な普遍的価値の理解向上に寄与するものと評価する。

百舌鳥古墳群ガイダンス展示  
ビジターセンター・博物館 展示概要資料

2020年10月  
堺市

ビジターセンターで古墳群の「価値」と「魅力」に触れ、古墳群や古代への「関心」や「疑問」を博物館、そして現地で深掘りする。

**ビジターセンター＝古墳群の「価値」と「魅力」に触れる周遊の拠点**

「百舌鳥・古市古墳群」の価値と魅力を3つの視点で情報発信。  
古墳を起点とした市内周遊・文化観光につなげます。

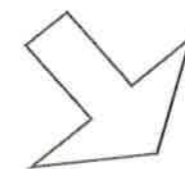
- 世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の情報発信
- 古墳周遊を楽しむ情報発信
- 全国の古墳の情報発信

**デジタルコンテンツ**

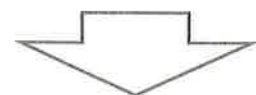
古墳時代からはじまり、現代にいたるまで、堺で育まれた歴史文化を映像で紹介。

堺の歴史をあらく、文化観光の見どころを伝えます。

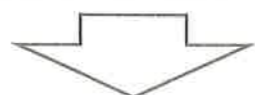
堺の街を歩いてみたい！



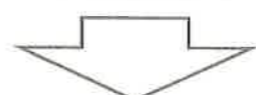
古墳の全貌が見てみたい！  
古墳の本当の姿（往時の姿）は？



古墳からは何が出てきたの？  
古墳時代ってどんな時代？



世界遺産について  
もっと知りたい！

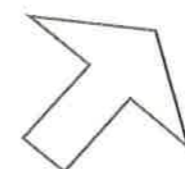


**堺市博物館＝古墳群の「意味」や古代の「不思議」を実物資料から深掘りする学びの拠点**

古墳群の背景にある古墳時代の社会や文化を出土品から探究。  
日本・堺の歴史の礎となる古代への関心と理解を深めます。

- 常設展示室 古代展示：「百舌鳥古墳群の時代」「古墳の儀礼」  
豊富な出土品や実寸復元展示で、古墳時代の社会・文化がみえる！
- 常設展示室 中庭コーナー：「もっと知りたい！世界遺産 百舌鳥・古市古墳群」  
東アジアや日本全国の墳墓との関係など、考古学の研究成果がビジュアル的な解説でみえる！
- 地下展示：「はじめて学ぶ世界遺産」「堺のあゆみ」  
世界遺産を通して、子どもから大人まで地域の宝の価値と守り伝える意義を考える！

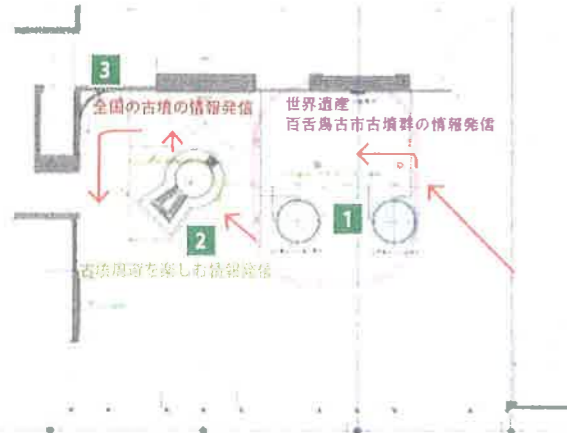
本物の古墳を見に行きたい！



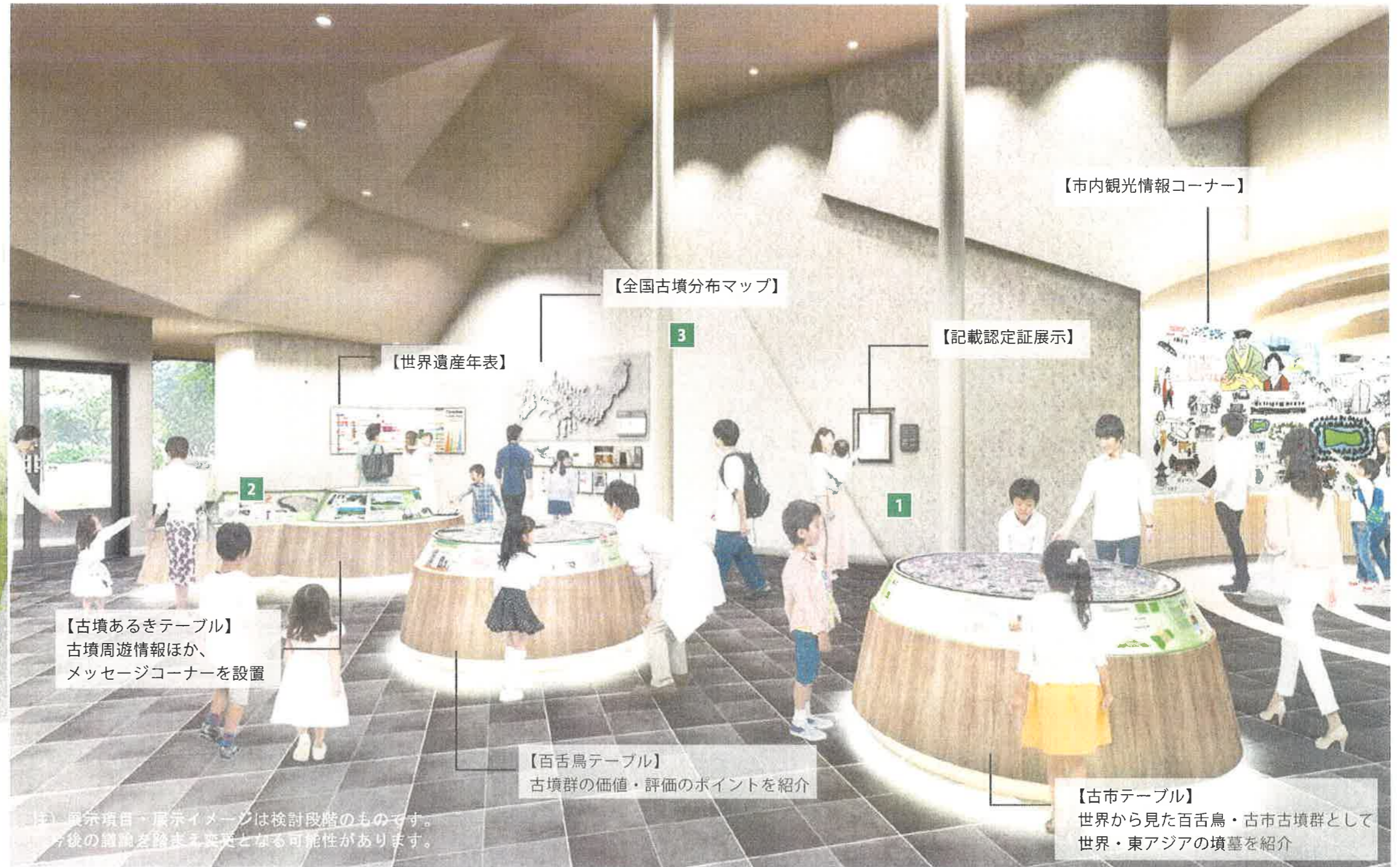


# 全国の古墳群の代表として世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値・情報を発信。 「百舌鳥・古市古墳群」の魅力を幅広く伝え、周遊・観光につなげます

## 展示配置



## 施設全景



### 1 世界遺産 百舌鳥・古市古墳群

世界遺産としての百舌鳥・古市古墳群を紹介する円墳型テーブルを設置。衛星写真で2つの古墳群を俯瞰しながら、その価値を紹介します。



### 2 古墳あるき

古墳周遊を楽しむ情報を発信する前方後円墳型テーブルを設置。古墳の基礎知識から現地周遊ツールまで紹介します。



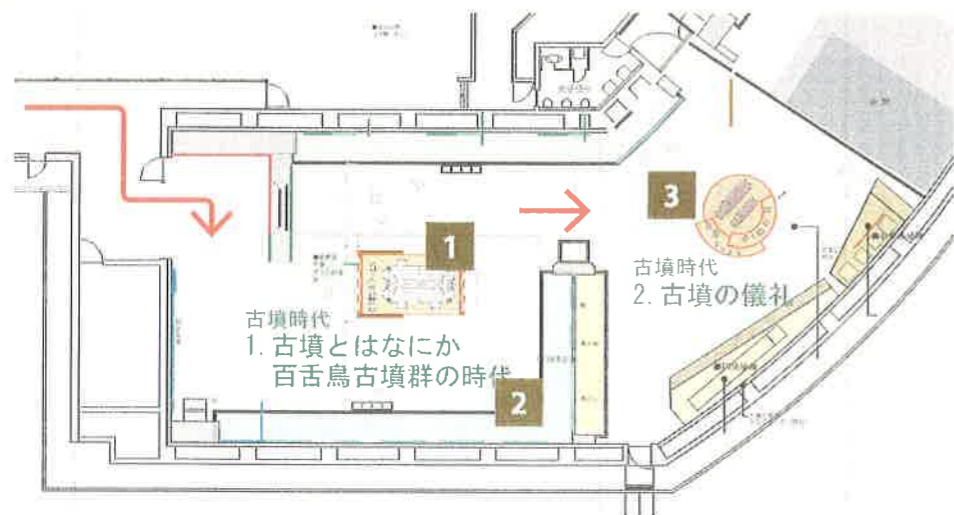
### 3 古墳の壁

古墳レリーフで彩られた壁面に、全国古墳分布マップと世界遺産年表を設置します。



# ビジターセンターで得た古代への関心や疑問を博物館で深掘り！ 豊富な出土品、仁徳天皇陵古墳の石棺石槨再現や埴輪展示で、古墳の葬送儀礼や古代文化を実寸で伝えます

## 展示配置



## 基本方針

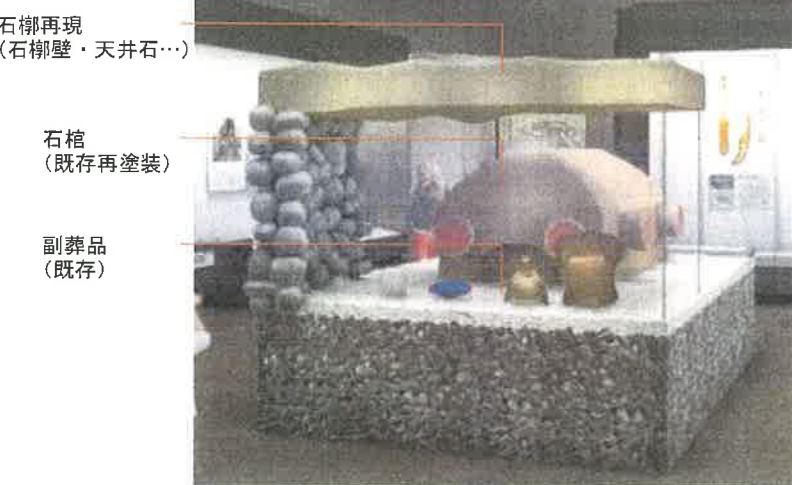
- ①展示室1「百舌鳥古墳群の時代」：  
各古墳出土資料をはじめ、東アジアとのつながりなど古墳時代の文化や技術を紹介。  
メイン展示：仁徳天皇陵古墳石棺石槨再現
- ③展示室2「古墳の儀礼」：  
古墳で行われた葬送儀礼を埴輪や副葬品などから紹介。  
メイン展示：仁徳天皇陵古墳馬形埴輪実寸復元品
- ③中庭コーナー「もっと知りたい！世界遺産 百舌鳥・古市古墳群」：  
東アジアや日本全国の古墳との類似点・相違点の比較や文化比較を行います。



注) 展示項目・展示イメージは検討段階のものです。  
今後の議論を踏まえ変更となる可能性があります。

### 1 仁徳天皇陵古墳石棺石槨再現

既存の石棺展示をよりリアルにリニューアル。  
明治時代の石棺図を基に、仁徳天皇陵古墳前方部に埋葬された石棺石槨を再現します。



### 2 百舌鳥古墳群出土品展示

百舌鳥古墳群の古墳毎の特徴がわかりやすくなるよう、出土品展示をリニューアル。

等高線図を活かしたパネルで、主墳・陪塚の関係や、現存しない古墳などの姿を解説します。

### 3 展示室2：形象埴輪コーナー

古墳の葬送儀礼を紹介する展示室2では、多様な形象埴輪を集約して展示します。

●馬形埴輪復元 (新規制作)  
全高980mm 全長1400mm  
(仁徳天皇陵古墳出土モデル)



### 中庭展示：もっと知りたい！世界遺産 百舌鳥・古市古墳群

世界・日本全国の墳墓紹介などのパネル展示のほか、葺石ハンズオンなどを設置します。



### 地下展示：初めて学ぶ世界遺産 堺のあゆみ

子ども向けの世界遺産Q&A展示ほか、堺通史イラスト年表を設置します。

